学習者用PC通信 第3号(平成26年1月)

平成26年度から県立高校全校で新しい高校教育が始まります

県教育委員会では、学校教育における諸課題の解決には、ICT(情報通信技術)利活用教育の推進が有効であると考え、平成23年度から、全県規模で「先進的ICT利活用教育推進事業」に取り組んでいます。

これまでに全ての県立学校で電子黒板と無線 L A Nの整備を終え、いよいよ、平成 2 6 年度の新入生から、全ての県立高校で学習者用パソコンを利活用した授業が始まります。

学習者用パソコンや電子黒板等のICT機器を利活用した教育を推進することによって、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた分かりやすい授業を実施できるほか、これからの国際社会で必須となる情報活用能力の向上などの効果が期待されます。

学校では電子黒板と学習者用パソコンを連動させた授業が行われます

電子黒板

動画や音声、図版の拡大、強調が可能です。 こうしたことで、 ______

- ・生徒の興味や関心の高まり
- ・思考や理解の深まりなどの効果があります。







学習者用パソコン

自分の理解の度合いや興味・関心に応じて次のような学習が可能です。

- ・知識の習得
- ・習得した知識の活用
- ・自らの考えを表現

【学習者用パソコンで可能になる授業等のイメージ】

- ・授業の初めにデジタル小テスト
- ・デジタル教材の音声機能を使って、リスニングの学習
- ・前の授業の課題レポートをデジタルデータで先生に提出
- ・先生から配付されたパワーポイントの課題シートを完成し、電子黒板を利用して発表
- ・空間図形の計量問題で、デジタル教材を使って空間図形のイメージを自分のペースで確認
- ・学習者用パソコンで明日の時間割や連絡事項を確認 など

家庭でも学習者用パソコンを活用した学習ができます

【家庭での学習者用パソコン活用のイメージ】

- ・学校からの連絡事項を学習者用パソコンを使って家族へ報告
- ・学習者用パソコンで課題レポートを作成
- ・学習者用パソコンに搭載されている辞書を使って調べ学習 など

家庭でインターネット回線が敷設されている場合には・・・

- ・検定試験に備えて、ネットラーニング講座にチャレンジ
- ・レポートを作成していて、分からないことをインターネットで検索して確認 など



県立高校の入学に当たっては学習者用パソコンが必要になります

県立高校では、平成26年度から、学習者用パソコンを利活用した教育を行います。

このため、県立高校入学者選抜の合格者の皆さんは、高校入学に当たり、県教育委員会が指定する学習者用パソコンが必要になります。

学習者用パソコンの概要は、以下のとおりです。

この学習者用パソコンは、県立高校での教育活動を行う上で必要な教材です。所持しなければ 教育活動に支障をきたしますので、入学までの間に必要な手続等を行ってください。

県が指定する学習者用パソコンの概要

県が指定する学習者用パソコンは、タブレットとしても使用できるパーソナルコンピュータで、価格はデジタル教材を含んで8万4千円程度です。そのうち、購入時にお支払いいただく金額は5万円です。(差額については、県が補助します。)

デジタル教材は学校により異なりますので、入学後に配付します。

この学習者用パソコンの性能等は、次のとおりです。

○ 型番: 富士通 ARROWS Tab Q584/H 佐賀県学習用パソコン特別モデル

○ 主な仕様:

- · Windows 8 Pro
- ・10.1型ワイドディスプレイ
- ・取り外し可能なキーボード付き
- ・カメラ及び無線LAN内蔵
- ・バッテリー駆動時間 約15.5時間
- ・ワード、エクセル、電子辞書ソフト(国語、英和、古語)を標準装備
- ・ウィルス対策ソフト及び不適切なウェブサイトへのアクセスを制限するフィルタリング ソフトを実装
- ・防水加工、3年間保証 など

なお、これまで入学時に購入されていた紙の辞書や教材のうち、学習者用パソコンに 組み込まれている辞書や教材は購入する必要がなくなるものもありますので、標準的な 例ですが、実質的な負担額は約3万円~3万5千円程度となります。

○その他

県が指定する学習者用パソコンと同レベルと認められるものを個人で所有されている場合は、学校へ持ち込んで利用できます。ただし、学習者用パソコンとして利用するためには各種設定が必要となり、設定に要する費用は実費でお支払いただきます。

持ち込みを希望される方は、合格発表後、3月25日までに合格した高校へご相談ください。



平成26年4月から使用される ARROWS Tab Q584/H

学習者用パソコンの購入の流れ

	3月19日 (入学予定者説明会)	~4月1日	4月2日〜4日 ※学校ごとの日程は 別途お知らせします。	4月9日 (入学式)	5月末まで
1 自己資金によ る購入 (現金)	購		学 お支払い (5万円)	P 入 C 学 補	支県補 払か助
2 自己資金によ る購入(振込)	入 申 込 書	振込 (5万円)	者 用 日 日 紙の写し等の 提出	Cをご持参ください学式の際、学校に 場面を申請書の提出	い い ま か い 説 が れ 、 覚 付 金
3 育英資金・ PC購入費貸付金 利用による購入	の 提 当 貸付申込 → 引換券交付		の開入の現場の現場の	・ ださい。	には、 直 接

購入申込・受け取り

学習者用パソコンの価格は、教材等を含め、8万4千円程度を見込んでいます。 このうち、購入時にお支払いいただく金額は5万円です。(差額については、県が補助します。) 3月19日に行われる入学予定者説明会において、学習者用パソコンの購入申込を行っていただき、 4月2日から4日の指定された日時に、各高校でご購入・お受け取りください。

お支払方法

学習者用パソコン購入費用のお支払は、次の3つの方法があります。

- 1 購入時に現金で支払う。
- 2 購入前に指定口座へ振り込む。

⇒金融機関への振込でお支払の場合は、4月1日までに振込を行い、購入日に領収済振込用紙の写し等を 提出し、学習者用パソコンをお受け取りください。

3 「①佐賀県育英資金の入学支度金」又は「②佐賀県学習用PC購入費貸付金」を利用する。

⇒いずれかの貸付制度をご利用の方は、県が発行するパソコン引換券を購入日に提出し、学習者用パソコンをお受け取りください。 (現金をお支払いただく必要はありません。)

① 佐賀県育英資金の入学支度金

(県立高校の入学支度金15万円。所得要件あり。卒業後に返還)

- 既に育英資金の貸付内定を受けている方で、入学支度金 を利用して購入を予定される方は、後日、中学校を通じて 配付される書類に、パソコン引換券を同封しています。
- また、育英資金を申し込まれていない方で入学支度金を 利用して購入を希望される方は、入学予定者説明会で仮申 込書を提出してください。その際に、パソコン引換券をお 渡しします。

② 佐賀県学習用 P C 購入費貸付金

(貸付額5万円。所得要件なし。在学中に返還)

- あらかじめ中学校を通じて、貸付の申請書類を配付しますので、PC購入費貸付金を利用して購入を希望される方は、入学予定者説明会にて申請書を提出してください。その際に、パソコン引換券をお渡しします。
- なお、佐賀県育英資金を利用予定の方は、 当貸付金の利用はできません。

県補助金の申請手続

入学予定者説明会において、県補助金(価格とお支払金額との差額補助)の申請書を 配付しますので、必要事項を記入の上、入学式の際に各学校へご提出ください。

【補助金制度及び学習者用パソコンの購入に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育情報化推進室(☎0952-25-7222 ⊠kyouikuseisaku@pref.saga.lg.jp) 【貸付制度に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育支援課(☎0952-25-7223 図kyouikushien@pref.saga.lg.jp)



学習者用パソコンについてよくあるご質問

Q 通学中に破損した場合は、補償の対象となりますか?

- A · 個人の責任ではなく、不可抗力の場合、誰もが納得するような理由であれば、補償の対象となります。
 - ・ 故意に、投げたり、水濡れさせた場合等は補償の対象外です。

Q 部活動で、校舎外や学校外での活動も考えられますが、盗難防止策は どうなっていますか?

- A · 従来から移動教室などの際には、学習者用パソコンに限らず、貴重品等の管理については、教室を施錠するなど十分注意しています。
 - ・ 放課後の部活動参加時などは、基本的に自己管理となります。

Q 自転車での毎日の持ち帰りは故障が心配。専用カバー等はありますか?

- A · 少しでも安くご購入いただけるよう、専用カバーや専用バッグは用意していません。
 - ・ 必要と思われる場合は、手作りや、量販店での購入など、各家庭で準備してください。 ※今回購入いただく学習者用パソコンは、縦約20㎝、横約27㎝、厚さ約2㎝です。

O 学習者用パソコンを忘れた生徒は、どのように学習するのですか?

- A · 学習者用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、まずもって、他の教材の場合と同様に、準備することや持参することの重要性について教育的な指導を行います。
 - ・・その上で、学校の予備機を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。
 - ・ なお、充電が不十分なパソコンを持参した生徒へも同様の対応を行います。

Q 家庭学習のために、インターネットを契約する必要がありますか?

- A · 授業の中で使う教材で、家庭学習等でも必要な教材は、全て学校でインストールしますので、インターネットに接続することなく、家庭学習することができます。
 - ・ インターネット環境がある家庭では、インターネットによる調べ学習も可能です。ただし、学校と同様に、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

このほかのご質問についても、県ホームページで公開していますのでご覧ください。

⇒ I C T 利活用教育に関するホームページ http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1018/_77455.html



お問い合わせ先:佐賀県教育庁教育情報化推進室

☎ 0952-25-7222 ⊠ kyouikuseisaku@pref.saga.lg.jp

平成26年1月 佐賀県教育委員会